

兼好の深き心を察する者なし

—土肥経平の思想構造—

川平 敏文

はじめに

『徒然草』の筆者兼好法師は、実は南朝の忠臣であり、吉野にほど近い伊賀に隠棲し、折々は京都に参上して北朝の動向を間諜していた——。備前岡山藩の家老で有職学者でもあった土肥経平が、その考証随筆『春湊浪話』(註¹) (安永四年跋・写)に書き付けた説は、まるで芝居の筋書きのような奇説めいたものであった。しかし彼は「兼好の深き心を察する者なし。遠き世の今案いと覚束なけれども、大やうはたがはざらんか」と、自説への自信を見せる。

この考説が唱えられた背景に、兼好と南朝との関連を匂わせる伝承や、『徒然草』の中に当世への憤りを見出す解釈などが先行して存在していた事は、既に拙稿「兼好南朝忠臣説の形成—『春湊浪話』以前—」(『日本文学』第六〇四号、二〇〇三年一月)に述べた。

素材は、かくて経平の前に準備されていた。しかし、そ

の素材に着目し、それを分析・統合して新しい考説を作り上げるためには、やはり作り手の側に、前代とは違う新しい感覚なり、思想なりが形成されていたに違いない。本稿はそのような考えのもと、前稿の続篇として、今度は経平自身の中で、この考説がどのような思考基盤において生み出されたのかを考えてみたい。

その際、まず押さえておかなければならないのは、当時における南朝正統論、すなわち南朝こそが正統な皇統であったとする歴史観の定着、およびその影響という思想史レベルの問題である。前稿でも指摘した通り、これはひとり経平のみならず、彼の説を継承・発展させた大國隆正(註²)、さらには彼らの説を肯定的に受け止めた幕末・明治の多くの人々にも共通する問題であるから、まずはこの歴史観の流れと思想上の意義を、私に纏める所から始めたい

(註³)。

一 南朝正統論の流れと意義

南朝と北朝は、どちらが正統で、どちらが閏（偽）統か。この問題は両朝が屹立した当初から議論されてきたもので、例えば北畠親房が『神皇正統記』を編述して、南朝の正統性を主張した事はよく知られている。しかし当時、現実に政権を掌握しているのが室町幕府であり、その幕府が創業以来、推し戴いてきたのが北朝という事であつてみれば、この時代の「公式見解」としては、必然的に北朝が正統であつた。特に明徳三年、足利義満の仲介で南北朝合一の和議が整い、北朝の後小松天皇に三種の神器が移譲されて以後は、北朝系の皇子が皇位を継承していったため、この認識は一層強まった。王代記、節用集の類は、ほぼ皆この立場から記述する。

しかしながら、これはあくまでも「公式見解」であつて、私的には南朝に同情を寄せる者も当然あつたと思われる。

『太平記』『吉野拾遺』などの文芸作品には既にその傾向が認められるが、幕府の權威がほとんど失墜してしまつた室町末期にもなると、儒教的な見地から、南朝の臣・楠木正成の忠義を称賛し、北朝の臣・足利尊氏の不忠を糾弾する、『太平記秘伝理尽鈔』のような書物が現れ、南朝正統論的な議論が表面化し始める。そしてそれは、朱子学が本格的

に討究される江戸時代へと受け継がれていったのだつた。

江戸時代において、南北朝の正閏問題に公の場で最初に直面したのは、林家の歴史家たちである。幕府の下令による歴史書『統本朝通鑑』の編纂がそれであつた。

彼らが信奉した朱子の歴史観（『通鑑綱目』）を応用して、本朝の南北朝時代史を眺めるならば、京都を追われ吉野に遷幸した南朝の後醍醐天皇は、漢王室の末裔で辺地に蜀を立国した劉備に、また京都に北朝を擁立して事実上権力を掌握した足利尊氏は、後漢の王室を篡奪して中原に魏を建国した曹操に、それぞれ喩える事ができ、南朝の「正」、北朝の「閏」は烈日のように明らかである。しかるに『統本朝通鑑』の編集主幹であつた林鶯峰は、北朝をもつて正統とする方針を採用した。なぜか。その最大の理由は、「北朝の帝運、伝えて今日に至る」というもので、当代の天皇が北朝の系統であるという現実に配慮したのである。すなわち北朝正統という「公式見解」は、江戸時代においてもなお厳然として生きていた。

この林家（幕府）の歴史書のあり方に対抗して、「当時・後世、われを罪する事をしるといへど、大義のかゝる所いかなともしがたし」（『年山紀聞』）と述べて、「大義」のために南朝の正統性を明らかにせねばならないと考えたのが、水戸（徳川）光圀が主導した『大日本史』であつた。もつ

とも、朱子の歴史観を以てこの時代を叙述するならば、先に見たように南朝正統論に帰着する方がむしろ自然なのであつて、山崎闇斎・安東省庵・新井白石など、この当時の儒学者は一般に南朝正統論の見解を抱いており、光圀がひとりこの説を獅子吼していたわけではなかつた。しかしながら、そのような歴史観が単に個人の私的な見解としてではなく、公的な緊張を伴つた場で論じられたという点において、光圀および彼が招聘した儒臣たちの議論は、やはり思想上重要な位置にあると言わねばならない(註4)。

いまその論点を極めて大雑把に述べるならば、『大日本史』は皇統の正閏の基準を、「三種の神器の所在」という極めて即物的な部分に置いた。そしてその基準から、後醍醐天皇から後龜山天皇までの南朝四代を正統とし、光厳天皇から後円融天皇までの北朝五代を閏統と断じたのである。

先述の通り、当今の皇室は北朝系であつたから、その先祖をこのように閏統と断じてしまう事は、一見、不敬に当たるようにも思われる。しかしここで注意せねばならないのは、水戸学は神器の移譲された後小松天皇以後を述べて、

「皇統、合して一となり、聖緒、悠久に伝はる」(安積臈泊「後小松天皇紀論賛」として)いる点である。つまり、当今

の皇室は確かに閏統の末裔ではあるが、天皇としての血統(資質)においては南朝と軽重すべき所は何らなく、また

既に神器が正当に継承されている以上、現在は紛れもなく正統であると考えられるわけである。これが水戸学の姿勢であり、また同様に南朝正統論を唱える者の基本的なスタンスであつた。よつてこの論は、決して当今の皇室を軽んずるようなものではなく、むしろ後述のように、尊王論的な色彩さえ帯びてくるものであつた(註5)。

ところで江戸前期において、この水戸学とは別に、南朝正統論を強く主張していた朱子学一派として、山崎闇斎に発するいわゆる崎門学派がある。その学問が神道にも跨つていた所から、垂加神道とも呼ばれたその門流は、『南山編年録』(跡部良頭編、正徳二年)、『南狩録』(味地修居編、享保十九年)などといった南朝研究書を編述して、南朝の正統性をより積極的に世間へと訴えてゆく。また彼らの言説は、基本的に水戸学のそれと等質でありながら、水戸学のような公的緊張に縛られないためか、より直截自由に論じられ、この議論が当代において実質的に、どのような意味を持ったのかをよく説明してくれる。その言説の一端を示そう(註6)。

・こゝろざしある人、「筆記」を讀て正統・忠義の論に成
あらば、千里の遠といふとも、我が同遊の友なるべし。

(佐藤直方『楠正行筆記』、跡部良頭跋)

・此の一節(南朝正統論)は尤も君臣の大義に関する所、

春秋綱目の為作する所なり。然るに世に伝ふる所の王代編年の類、率して北朝を以て本統と為す者有り、南北に分かちて両系と為し、仍て北朝を主とする者有り。何ぞ考ふ所の疎きや。故に曰、主賊・邪正の分を明らかにせざれば、則ち君臣の義を失はざらんと欲するも難しと。(浅見綱齋「答跡部良賢」、『綱齋文集』巻二) ここでは皇統の正閏という問題が、「忠義」や「君臣の大義」という道德上の問題と絡めて論じられている。つまり南朝の正統性を承認するという事は、単に皇統の問題ではなく、その南朝に仕えた臣、下たちの忠義を正当な忠義として承認する事でもあった。このときその代表格として祭り上げられるのが、楠木正成であった。

加賀藩主前田綱紀が、明儒・朱舜水に楠木正成の贊を書かせ、それを基として、水戸光圀が湊川に「嗚呼忠臣楠氏之墓」なる墓碑を建立した事はよく知られている。「忠孝は天下に著し」で始まるその碑銘には、この「忠孝」の他にも「忠勇」「忠貞」と、「忠」の文字が頻出する。また江戸前期には種田吉豊『楠二代軍記』(寛文二年刊)、村田通信『楠正成伝』(寛文九年刊)、安東省庵『三忠伝』(貞享元年刊)など様々な楠木正成の評伝が出版されたが、その論贊の中心もまた忠義であった。臣下たる者、事に当っていか

に処すべきか。こうなると南朝正統論は、単なる歴史解釈上の議論という枠組を越えて、現在の問題としても問いか

けられてくる。跡部良頭が勉強会で、友人たちと「君臣の大義」について議論をした。元亨・建武の乱の時、自分が北条高時、あるいは足利尊氏の家臣であったと仮定する。この時、天皇に対して弓を引けば朝敵となる。かといって天皇に与すれば、代々恩恵を受けた主人に弓を引く事になる。どうすればよいか。結局、答えは出なかった。しかしその夜の良頭の夢に山崎闇齋が現れたので、彼はこの問題について問うてみた。すると闇齋は、「常々、誰も知りたる伯夷にて能くすむなり」と言った。後日この事を正親町公通に話すと、公通は「誠の靈夢なり」と感激したという(『正親町一位公通卿口訣』、享保三年)。

闇齋の答えは、中国の伝説上の隠者、伯夷に倣えという事であった。伯夷はもと殷の人。文王を慕って周に行くも、その子武王が殷の紂王を討伐するのを見て首陽山に引き籠もり、周の禄を食まず、ついに餓死した。試みにこれを建武期に当てはめるならば、これは、本来の君主である後醍醐天皇にこそ従うべきで、天皇を討伐した足利尊氏には従うべきでないという意味に解されよう。ちなみに良頭は二五〇〇石取りの自身の旗本である。もしそのような状況が現下に出来したら、彼は將軍と天皇のどちらを選ぶべきで

あるか——。

良頭がそこまで考えたかどうかは分からない。しかしともかくも、「君臣の大義」をめぐるこのような一種のケース・スタディを幕臣が真剣に討論していた事は、まことに興味深い。南朝正統論が、このような極めてアクチュアルな問いかけとなり得ているからである。そしてそれは結果として、自分が本来、誰の「臣下」であるのか、また自分の忠義は最終的に、誰に対して尽くされるべきであるかという問題を自覚させるものであった。答えはもちろん、「天皇」その人である。水戸光圀が生前、「我が主君は天子なり。今將軍家は我宗室（親類）也。あしく了簡取違へ申まじ」『桃源遺事』卷三）と語ったと伝えるのも、これと同じような思考過程を経て辿り着いた結論であったに違いない。

このように見てくると、南朝の正統性を論じ、その南朝に付き従った楠木正成らの忠義を称賛するという行為は、より大きな、かつより実質的な問題として、尊王思想の自覚・醸成を促すものであったという事が分かってくるであろう。江戸前期における南朝正統論はこうして尊王思想と連結しながら、江戸中期へと持ち越される。そしてこの尊王思想こそが、宝暦・明和事件や後期水戸学の形成、はたまた幕末の尊王攘夷運動といった諸事象を引き起こす原動力

力となるのであった。

以上述べてきた事柄を踏まえた上で、経平の言説について考えてみる事としよう。

二 経平の『読史余論』評

岡山大学池田文庫には、経平の自筆にかかる日本古典の写本が大量に伝存している。これは彼が享保二十年頃から安永九年頃までに書写したもので、内容は歌書・物語類を中心に有職故実・国史学関係の書物にまでわたり、さながら「群書類従」のごとき印象を受ける。自ら名づけて「経平秘函」といい、その「目録」には約四百点の書名が著録されている（註7）。

この一大叢書の内には、新井白石が徳川家宣のために撰述した歴史評論書『読史余論』がある。該書はふつう三巻本であるが、経平書写本は巻二の途中までしか筆録されていない。その理由は該書末尾に詳しく書き込まれている。

経平按に、此所（巻二「中世以来将帥の任、世官世族となりし事」の君美（白石）の文意、心得がたく覺束なし。「清和の皇統は陽成にて絶給ふに、源家頼朝・尊氏・今の徳川家、世をしろしめされし、皆其後胤なり。天意のほどはかりがたし」といへるは、全く此源家し

て皇統を続給ふべき天意なりといへるこゝろと聞ゆ。奇しきの意也。左あらば徳川家、王室をうばゝるべしと叛逆をすゝめ申事歟。甚可恐事也。

頼朝・尊氏両家、清和の後胤まぎるゝ事なければども、人臣に下り又武家にうつりていかで皇位を望奉るべき事かは。昔の将門・道鏡ごとき、皇胤を出て遠からざれども、武家に下り凡僧となりては逆臣たり。今徳川家は清和源氏の姓と称すれども、世隔たる事なれば、其皇胤分明ならぬ事も有にや。かゝることなどは君美よく不知人にあらぬに、如此ことを書れし事、重き神統を軽じ奉る文意、其罪不軽事歟。されば是を書写するに及て其心易からず覚へ、かるぐ敷世に書て伝へんことを恐れおもふまゝ、こゝに筆をとどめて其末をばたごにうかゞひみるに、

ひとまずここで区切っておこう。

白石は言う。清和天皇の皇統は陽成天皇までで一見断絶したようであるが、源頼朝―足利尊氏―徳川家康というように、清和源氏の末裔が世の中を治めてきたのは天命である。

対して経平は言う。これは源氏が天皇に成り代わって―あくまでも臣下でしかない源氏が、天皇に成り代わって世を治める事を、天が認めたような口ぶりであり、徳川氏に

いつそ皇位を篡奪なされよと、叛逆を勧めているようなものではないか。平将門（高望王の孫）、弓削道鏡（天智天皇の孫）^{註8}のような、皇統からさほど隔たつていない人々でさえ、篡奪者、逆臣との譏りを受ける。それに引き替え今の徳川氏は、清和源氏を称すとはいえ、世代を隔てているから皇胤であるかは不分明な所もある。とすれば、これは「重き神統」への不敬として、大変重い罪なのではないか、と。

経平は、このような書が後世に伝わるのは危険だと思い、ここで一旦筆を置いてうしろの巻を窺つてみたという。すると、

第三巻の詞に曰、「義満、衰世の政も做ふ事、真に不学不術の愆也。武家のおとろへし事も是より始れり。すべて此人驕侈にして、やゝもすれば王朝の礼を僭竊して無知妄作を起しぬれば、創業垂統の深謀遠慮なかりし事惜むべし」。

かくのごとく論じて君美書れながら、文昭將軍に申すゝめて江城に四足門を建られ、勅答を「御返答」と唱へ、韓客登城の時朝廷のかざりを写し、御返書に「日本国王」と書れし事等、義満將軍にもまさりたる事也。かく文昭將軍をして僭竊無知妄作にしたてし君美、此上もなき逆臣といふべし。それより年あらずして文

昭・有章兩將軍世を早ふ去給ひ、有徳將軍出させ給ひ、世をしろしめされし初、則四足門を破却させ給ひ、御返答等の僭礼の詞等ことごとく以前の通り改たされ、韓客登城の式旧習になり、御返書にも「王」の字を除かれ、尤荒井君美をも遠くさけられし。

白石は、足利義満の「不学不術」がその後の幕府衰亡の発端であつたとして、その政治を批判的に論じる。特に義満に朝廷尊崇の念が薄かつた事を衰亡の理由の一として挙げてゐるが、これは南北朝合一後における兩統併立契約の不履行や、ほとんど脅迫にも近かつた太政大臣職への就任などを指す。

対して経平は、そのように論じる白石こそが、朝廷に対して甚だ僭越なる政策を、文昭將軍（家宣）に取らしめたではないかと批判する。

その論点は、朝鮮との外交問題である。中でも、いわゆる復号事件——朝鮮との外交文書には寛永以来、將軍を「日本国大君」と記していたが、白石の建言により、足利時代の「日本国王」という書き方に復した事件——は有名であつて、当時から様々な批判を浴びていた。経平はさらにいくつかの問題点を指摘しているが、その内の一つ、上記文中に白石が江戸城門を「四足門」に改築したとする事件については、水戸藩の有職学者柏崎（北畠）永以の『事

蹟合考』にも詳しく触れられてゐるので、次に掲げてみよう。

江城全く大御造營せらるゝものは、凡慶長十七年より始り、同十九年に至る云々。塀重門を玄關の腋門に造らるゝものは、出陣の時、旗を伏せずして堅様に通すための故実なり。然るに文昭公の治世のはじめ韓使の砌、禁中諸親王撰家の例のごとく四脚門屋根あるものを用らるゝ。これ有章公に至て存在せる所に、大御所御相続の日に至て不日に此四脚門を毀敗せられ、古來のごとく塀重門にせらる事、武家の故実を失ひ給はざる旨、日本武国の御鎮護の御器量、此一事にても尊信すべし。伝聞する処、此時の上意に文昭院様には御律儀に御座なされ、何事も筑後守申上次第也と被仰候と也。これは其素生長崎辺の儒者にて文昭公甲州の太守にて御座被遊候節、新井重藏とて被召抱一段々御取立にて、筑後守従五位下に任せられ君美といひて一千石を拝領し、寄合衆の列に入御寵遇甚しかりし博士也。〔新井白石全集〕巻六「白石先生著述書目附録」江戸城の城門を塀重（中）門としたのは、有事の際に旗を伏せず、立てたまふの状態ですぐさま出陣できるようにとの意図であつた。戦後間もない時期であつたためでもあつたが、何より軍事国家としての日本の大本營であるか

ら、そういった設備は当然必要なのであった。ところが朝鮮通信使来朝の折、白石はこれを皇室や摂家の家屋のごとく、四脚（足）門、屋根のあるものに替えてしまった。これは將軍家の分をわきまえない事であつて、その後、吉宗が出てこれを旧例に復したのは、まことに正しい処置であつたと言ふのである。將軍家宣・家継の責任を全く論わず、白石ひとりとその非を帰せしめ、対するに吉宗の採つた諸政策を手放して称賛する所、経平の言説とよく似通つている。これは永以と経平が、ともに有職学者であつた事と無関係ではあるまい。彼らのような種類の学問を修めた者たちにとつて、「復古」を奨励する吉宗の政策は、余計に有難くも尊くも感じられた事であろう。「経平秘函」に『明君享保録』が著録されている所以である。

上記に續けて、経平はさらに次のような吉宗讚辭を述べらる。

或は其頃江戸の浪人の書しものに「山城天皇」又は「東都西都」など有しことを聞給ひ、其者を重く罪なひ給ひなどして、王室を重く尊み給ふこと昔にもやゝまさり、朝廷の政をたすけ給たりし礼儀どもを起して、天下をこちたく治め給ひぬ。かゝる明君世に出給ひて徳川家を中興し給ふ事、ありがたく目出度御時、仰て尊ぶべし。

すなわち吉宗は、江戸の浪人で「山城天皇」「東都西都」などと書いた者を重罪に処するなどして、皇室尊崇の姿勢を世間により強く顕示し、朝廷の政務の一助となつてきた礼儀の学を復興させる事によつて、天下を立派に治めた「明君」であると言ふ。

まず、ここで言われる「山城天皇」とは、太宰春台『経済録』の凡例に次のようにあつて著名である。

今ノ大將軍ハ海内ヲ有^ク手給ヘバ、是則日本国王也。サレバ室町家ノ時、明ノ永樂ノ天子ヨリ、鹿苑^{リョウエン}院殿ヲ日本王ト称シテ、書ヲ贈リ給ヘリ。当代ハ、東照宮ヨリ山城天皇ヲ憚ラセ給ヒ、謙遜ニ過テ、王号ヲ称シ給ハズ。

（日本思想大系37『徂徠学派』）

その権力の実態から見て、將軍は實質上「日本国王」であるという春台の論点は、復号事件における白石の考えと軌を一にする。さらに春台は天皇を「山城天皇」と表現するのであるが、これは湯淺常山の『文会雜記』（卷之三上）に「春台ハ、トカク今ノ江戸ヲ革命トミテ、山城ヲ勝国ノアヒシラヒ也。キコヘヌコト也」と批判されたように、山城国を革命の後に生じた幕府の知行国のごとくに解し、天皇をその封主クラスに扱おうとしたものである。

また「東都西都」とは、江戸を「東都」、京都を「西都」と、あたかも同列のように書いている事を指して言う。試みに、

日本の地名を漢詩文に読み込む際の実例を集めた『東藻会彙』(明和四年刊)を繙いてみれば、「東都」「西都」ともに萩生徂徠の用例が登録されている。但し、「東都」については比較的早くから使われていたようで、例えば浅見綱齋の『筭録』(宝永三年序)にはそれが、「名分第一ノ誤、三綱五常ノ旨ヲ失イ、其上御当家(將軍家)ヘ対シテ、天子ヲ崇マヘ奉リ玉フ旨ニモ背ル罪人ト云ベシ」(日本思想大系31『山崎闇斎学派』)などと批判されている。が、いづれにしても、江戸と京都を対等と見るような意識が、特に徂徠以後の江戸の学者文人たちの間に蔓延していた事は疑いなからう。

経平はこの「山城天皇」「東都西都」などの言葉が、「江戸の浪人」が書いたものの中にあつたという。上記の事柄を踏まえると、この「江戸の浪人」は、正徳五年、三十六歳で下総国生実藩を致仕し、以後終生仕官しなかつた太宰春台あたりが想定されるのであるが、彼が重罪に問われたという事実は伝えられない。あるいは経平の誤聞かもしれないが、ともあれここで彼の事実認識が正しいどうかは、それほど大きな問題ではない。重要なのは、彼が吉宗の皇室尊崇の姿勢に共感し、皇室・朝廷を將軍家よりさらに格上の存在として、しっかりと認識していたという事実なのである。

本書はいつ書写されたのか、その正確な年次は分からない。が、吉宗を「有徳將軍」と諡号を用いて書いている所を見れば、吉宗の死没した宝暦元年以後である事は確実である。そしてこの宝暦頃には、彼の尊王精神に何らかの影響を与えたに違いない、ある人物との出会いがあつた。次にその事を見てみよう。

三 烏丸光胤への師事

経平が、同じ岡山藩の儒学者、湯浅常山から有職故実について問われ、それに答えた一連のやりとりが、『湯土問答』なる写本として残っている。その巻末に附載される「大和問答附録」は、本編の内容とは直接何の関わりもないが、短い分量ながら、経平の伝記を知らしめる貴重な証言に満ちている。

宝暦六年、経平は和歌の修練のため、当時堂上歌壇の雄であつた烏丸光胤に入門した。それ以前、彼はやはり堂上歌人の姉小路実紀(風竹亭)に点を乞うた事があつたが、駄目であつた。その理由は、

私ドモ読出シ候テモ、風竹亭又姉小路ナドハ、テニハ
伝授モ無之故、其身モ遠慮モ有之歟、(添削が)クハシカ
ラズ。大概ニテ必二首ニ一首ハ点ヲ合セ事済申候。(註9)

すなわち、姉小路殿は歌道伝授を受けていないので遠慮もあるのか、ことのほか点が甘い。二首に一首は合点を懸けるといふ為体だ。彼はそれが不満だったのである。そこで、とうとう上京の折に烏丸光胤を尋ねたのだった(註10)。

右之趣ニテハ不分明候故、下拙上京ノ砌、烏丸光胤卿へ五度程参り、三度緩々ト物語ドモ承り、直ニ添削ドモ請候テ、トカク無遠慮直シ給候様ニ申候処、夫ニテハヨミ出シ候事トメ候テ如何ト被仰候故、少シモ苦シカラズ。何トゾ歌ニ成候様ニ願奉ルヨシ申候ヘバ、其執心ナラバ心得候ヨシ返答ニテ、サレドモ夫ニテハ退屈可有ト笑被申候。

光胤には都合五度参上し、三度はゆっくりと話を聞く機会を得た。それから自分の腰折れが歌になるよう、遠慮なく手直し下さるようにと懇願した。光胤はあまりに厳しくやり過ぎると、あなたもやる気をなくすかもしれませんよ、と笑いながら言った。

ところで、そのような経平と光胤とのやりとりの実際は、『経平歌稿』(三卷合一冊、正宗文庫蔵)によつて辿る事ができる。該書は、経平が光胤へ提出した自詠歌や質問事項を、光胤の批語・返答とともに自分自身で書き写したものの。但し末尾部分は、彼が光胤の後に就く事になった日野資枝の批語の写しとなっている。詠草は概ね年次順に並べられ

ており、彼がどれくらいのパースで、どのように和歌の修練をしていたかが知られて面白い。未紹介の資料と思われるので、冒頭部分のみ、やや詳しく掲げてみよう。彼が光胤に入門した際の記事である。

○宝曆六年四月九日、土佐左京亮入道常覚(割注Ⅱ正五位上藤光芳)を以、烏丸中納言光胤卿(左注Ⅱ五月拜任大納言)和歌之門人の事、望申入、同十一日御許容同十三日常覚同道にて中納言殿へ参上。雑掌牧監物(右注Ⅱ正俊)・荒木大舍人(右注Ⅱ永承)是兩人を以詠草進上候処、則御対顔、太刀・折紙を以て御礼申候。仰に、入門作事、先和歌は誠を先として正風体に可有。其正風体といふ事は、其題により事にふれて言出す和歌、其ことの能きこえて、誰にてもよく心得る様によむ事なり。読習ひにはいかにも聞え安く、又題もむつかしからぬ題にて、詞もむつかしからぬ事を、聞え易くよむ事、第一の心得なり。読候歌に添削を加候とも、得心なき事は幾度もたづね、其外にも不審の事、何にても書付候て尋可有候。

彼が光胤に入門したのは四月九日。土佐常覚という人物を介してであった。常覚とは宮廷の絵所預土佐光芳の法名で、大和絵師土佐家の嫡流。彼が堂上歌壇に出入りしていた事は、宮部義正の『義正聞書』(明治書院刊『近世歌学集

成』中巻所収)にその名を見出せる事からも窺える。

さて初対面の折、光胤は上のごとくに和歌修練の心得を述べた。曰く、和歌は正風体を基として、易しい題・易しい詞から始め、歌意が「きこえ」るように詠むこと。添削に不審があれば、どしどし質問すること。

こうして光胤に和歌を学び始めた経平であったが、宝暦八年、思わぬ形でそれが絶たれてしまう。再び「大和問答附録」から抜き書く。

残念ナル儀、ヤウく三年余リニテ、光胤卿蟄居ニテ
相止申候。京都ニテ三首題カニ述懐ノ歌、

よるべあらば分てたづねんわか
の浦の貝はちひろ
のそこにありとも

トヨミ候テ、詠草直シニ指シ出候処、「扱々敵敷執心、
是ナラバ此方ニモ心得アリ」トテ、称美悦ニテ御座候
ヒキ。

すなわち、師の光胤が蟄居を命じられたのである。その理由はすぐ後に明らかになるが、ともあれ経平は、自分にたづきがあるならば、どこまでもあなたを尋ね求め和歌を学びたいものです、と言いつつ。すると光胤は、それほど執念があるのであれば、自分にも考えが有りますと言ってお喜びであった、と記す。

光胤の蟄居、その原因は何であったか。それは、いわゆ

る宝暦事件への関与である。宝暦事件とは、垂加神道家竹内式部が、少壮の公家衆を門弟にとつて神道や軍学を講じ、反幕的・復古的な思想を鼓吹したという廉で幕府に檢挙され、かつ式部の門人であった公家十数名が朝廷から処罰されたという事件である。式部は、天皇・公家が学問に力を尽くしてその徳を磨くならば、「自然と將軍も天下之政統を返上され」、「公家之天下ニ相成候」などと言っていたと伝えられるから(『兼胤記』宝暦八年七月十五日)〔註〕、その講釈はかなり尊王論的色彩の強いものであったらしい。光胤はその竹内式部の講釈に列席していた有力門人の一人だった。

次の資料は、徳大寺公城が事件前後の様子を記述した『徳大寺公城手記』の一節で、光胤についてのエピソードを記した箇所である。

後二聞、昨夜主上召ニ鳥丸大納言光胤、令レ問給之事あり。此比或人、古今灌頂以前ニ神書之説ヲ聞食ハあしきと申せり。いかむぞや。光胤対申せり、是、讒人佞臣之語也。古今灌頂ハ一技芸にて候。神書之説ハ天下之大道ニ候。却而古今集之為にも宜かるべく候。且申せり、歌道のみ主張いたし道をしらぬものは、和歌を以て治平の業ありと申すは、大なる僻事にて候。歌を以て風俗の和を見るとは可レ申候。嗟呼、此事光胤

之答語、尤其義にあたる。又勅問之聖意、尤有難ぞお
ぼへ侍る。(宝曆七年六月四日)

当時十七歳の桃園天皇が、光胤を召して質問する。この頃ある者が、古今伝授以前に神道(『日本書紀』)の考説を聞くのは不都合であると言う。どうか。光胤が答える。それは人を陥れようとする佞臣の言であります。古今伝授とは言つても、所詮は一つの技芸。それに較べて神書は、天下の大道を説いたもの。もとより優先されるべきは後者で御座います。と。当代随一の歌人の言であるからこそ、ここには深い意味がある。

また光胤は『嚴君閑居一件』において、竹内式部の神道講釈を激賞し、

コ、ニ竹内式部ト云ヘルハ垂加翁ノ流レナリ。之ヲ師ト頼ミテ神書ノ講義ヲ聞ク事ヲ得、神代両卷、中臣祓、次ニハ經書ノ事ヲモ聴聞、年頃ニナリ年来ノ望タリ。

又聴クニ從ヒテ、誠ニ吾国ノ正シキ道ヲ教ヘ仰グニ余リアリ。聊感徹スルマ、ニ、正シキ道ニ合ハノコトヲ明暮思フノミナリ。(藤田精一編『楠氏研究』五七一頁)

と言つたともいう。当時朝廷では、若き桃園天皇を筆頭に、式部が講ずる垂加神道の熱烈な信奉者が多出し、伝統的に宮廷の祭祀を司つてきた吉田家は、その状況を深く懸念していた(『内前公記』宝曆七年七月二十二日)。また世間では、

式部の武術指南で武芸を身につけた公家が、武器類を着々と調達しているという風聞まで立っていたというが、実際、当時の近習衆の中には武術の稽古にのめり込む者がおり、幕府への聞こえが気にされてもいた(『兼胤記』宝曆六年六月二十五日)。こうした事実が朝幕関係の緊張に発展する事を憂えた朝廷は、宝曆八年七月二十四日、式部の高弟であつた正親町公積、徳大寺公城、坊城俊逸、高野隆古、西洞院時名、中院通維、勘解由小路資望、そして烏丸光胤らを近習から除いて永蟄居とし、そのほか十数名の公家衆に何らかの処分を下した。光胤はこうして隠居の身と相成つたのである。

ここで経平に戻ろう。経平は三年間、光胤に和歌の指導を仰いだ。但しその内、実際に面授の機会を得たのはわずかに五度であり、あとはもっぱら書面による教授であつた事は先述の通りである。故に経平が光胤の人柄や、光胤の歌学の裏にある根本的な思想に、どこまで触れ得たのかは分からない。しかし、光胤の蟄居という思わぬ事態に遭遇した彼が、この事件の背景にある時代の空気——それは後に光格天皇の尊号事件に代表される、朝廷の復古運動の伏線ともなつた——を、非常に生々しい形で感受せねばならなかつた事は確かである。それが経平における尊王思想の自覚、あるいはその形成と全く無関係であつたとは思われ

ないのである。

おわりに

宝暦六年、経平が公用で出張していた京都から、郷里岡山に帰る行程を記した紀行文『深山桜』（写本一冊。岡山大学池田文庫蔵）の中に、湊川を過ぎる場面がある。

神戸といふ所をすぐ。家居もつきぐし。湊川を渡るに、折ふし水かれて、かりに一木の橋を渡せる斗也。

楠正成卿のしるし、道より左にたてり。古にも今にも無双忠臣たりしぞかし。其世の事をこゝに思ひあはせて、誰か断腸せざらんや。更にあはれをこめてふしおがみて過ぬ。

湊川の正成碑については前述した。経平はその碑銘を見て、「古にも今にも無双忠臣」と言い、正成の時代を思いやつて「断腸」するのである。

また、宝暦十二年の識語がある彼の随筆『窃窕』（写本一冊、正宗文庫蔵）には、荻生徂徠の随筆『なるべし』の一章を批判して、

我国のならばしを本として、ひとの国のことをこゝになぞらへ作ること、この国に出生し人の大和だましひにはかくあるべきことなるを、余所のさかひの心にな

りかはりて此等の事をそしるぞ、かへりて大なるものはらへなるものゝ、吾朝敵なるべし。

と言う。日本固有の精神を「大和だましひ」と呼び、徂徠を「朝敵」と呼んでいる。「大和魂」という言葉が、このようにイデオロジカルな意味合いで使用されるようになるのは概ね享保頃からであり、それ以後この言葉は神道家・国学者の言説に多く見受けられるようになる。経平がそれをどこで知ったかは判然としないが、ここには明瞭な民族意識の自覚が見て取れよう。

兼好南朝忠臣説が記される『春湊浪話』の成立は安永四年。この宝暦十二年から、わずか五年後である。後醍醐天皇のために画策する「兼好の深き心」を洞察した、その「読み」の構造は、ここによく明らかとなるであろう。

そして我々はこの後、この奇説が当時、必ずしも奇説として受けとられなかったという、さらに奇しき現実を見る事になるのだ。

註

1 正宗文庫に所蔵される経平自筆本によれば、標題は「春湊浪語」である。しかし「浪語」の書名で流布しているので、ここでも通例に従っておく。

2 拙稿「大國隆正の兼好伝研究―思想と趣向―」(『国語国文』第八四八号、二〇〇五年四月)。

3 次節の論述に当たっては、尾藤正英の以下の諸論に学んだ所が大きい。「水戸学の特質」(日本思想大系53『水戸学』所収、岩波書店、一九七三年)、「正名論と名分論―南朝正統論の思想的性格をめぐって―」(『近代日本の国家と思想』所収、三省堂、一九七九年)、「尊王攘夷思想」(『岩波講座「日本歴史」13・近世5所収、一九八〇年)。

4 尾藤正英は註3に掲げた論文「水戸学の特質」において、水戸学がこの論を主張したのは、「忠臣」新田氏の流れを受け継ぐ徳川氏が、北朝の「逆臣」足利氏に取って代わったという、儒教的な因果応報の理念をその背後に隠し持っていたと説く。つまり徳川氏が「忠臣」の末裔である事を証明するために、南朝の正統性が論じられなければならないかたというのである。卓越した史眼である。

5 水戸藩は『大日本史』の本編と「論贊」が完成した享保五年、これを朝廷へ献進せんと図ったのであったが、朝廷はその受け入れを拒絶した。この頃の朝廷には、野宮定基や近衛家熙のように、南朝の正統を認める立場の公卿もいたが、やはり北朝を正統とする伝統的見解が依然として根強かったのである。

6 山崎藤吉・堀江秀雄『南北朝正閏論纂』(国学院大学、一九一

一年)に拠る。但し、漢文は私に読み下した所がある。また、(一)内は私に補った。以下の引用すべて同じ。

7 藏知矩「土肥経平に関する報告(上)(下)」(『国語と国文学』二二―三・五、一九三五年)

8 『本朝皇胤紹運録』に、天智天皇―施基皇子―道鏡禪師とあり、皇胤と思われていた。

9 博文社「日本文庫」第六巻に拠る。以下の引用同じ。

10 彼が実紀や光胤から聞いた歌道の諸説は、『制詞類字抄』(写本一冊、岡山大学池田文庫蔵)、『風竹亭口伝』(写本一冊、同)などに纏められている。

11 星野恒『竹内式部君事蹟考』(富山房、一八九九年)に拠る。以下、宝曆事件に関する引用については、特に断らない限りこれに拠る。